

## 国連安保理決議第1988号（仮訳）

安全保障理事会は、

国際テロ及びそのアフガニスタンに対する脅威についての従前の決議、特に決議第1267号（1999年）、第1333号（2000年）、第1363号（2001年）、第1373号（2001年）、第1390号（2002年）、第1452号（2002年）、第1455号（2003年）、第1526号（2004年）、第1566号（2004年）、第1617号（2005年）、第1624号（2005年）、第1699号（2006年）、第1730号（2006年）、第1735号（2006年）、第1822号（2008年）、第1904号（2009年）並びに関連する同理事会議長声明を想起し、

決議第1974号（2011）によって設立された国際連合アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の任務を2012年3月22日まで延長した従前の決議を想起し、

アフガニスタンにおける状況は未だ国際の平和と安全に対する脅威を構成することを再確認し、アフガニスタンにおける治安状況、特に、児童を含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員及び文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非合法武装集団、犯罪者及び麻薬取引に従事する者による継続的な暴力行為及びテロ行為、及びテロリズムの活動と不法薬物との間の強い結びつきについての強い懸念を表明し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い支持を再確認し、

すべてのアフガニスタン人の和解を支援するためにアフガニスタンにおける包括的な政治プロセスの重要性を強調し、アフガニスタンの安定を確保する純粋に軍事的な解決方法は存在しないことを認識し、

ボン合意（2001年）、ロンドン会議（2010年）及びカブール会議（2010年）で示された国民の和解を追求するアフガニスタン政府の強い要望を想起し、

アフガニスタンにおける治安状況が変遷し、タリバーンの一部の構成員がアフガニスタン政府と和解し、アル・カーイダ及びその追従者のテロリスト・イデオロギーを拒絶し、アフガニスタンにおいて継続する紛争の平和的解決を支持していることを認識

し、

アフガニスタンにおける状況の改善及び和解の進展にもかかわらず、アフガニスタンの状況は未だ国際社会の平和と安全に対する脅威であることを認識し、国際連合が担う重要な役割について強調しつつ、国際連合憲章及び適用可能な人権法、難民法及び人道法を含む国際法に従って、あらゆる手段によってこの脅威と闘う必要性を再確認し、

すべてのアフガニスタン人に開かれ、2010年7月20日のカブール・コミュニケに規定され、アフガニスタン政府及び国際社会によって支持されている和解のための条件には、暴力の放棄、国際テロ組織との関係断絶並びに女性及び少数者の権利を含むアフガニスタン憲法の尊重が含まれることを想起し、

これまでにタリバーンとして指定された者の行為又は活動への資金供与又は支援にいかなる形であれ関与しているすべての個人、集団、企業及び団体、並びにアフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威を構成するタリバーンと関係を有する個人、集団、企業及び団体がアフガニスタン政府による和解の提案を受け入れることの重要性を強調し、

和解に関する条件を尊重し、それによってアフガニスタンの平和、安定及び安全を脅かす活動への従事又は支援をやめたアフガニスタン人の氏名を国際連合の制裁リストから削除することによって、安全保障理事会が国民の和解を支援するという、アフガニスタン政府の要請に留意し、

すべてのアフガニスタンの民族及び宗教グループ、政府関係者、宗教学者、部族の指導者、市民社会並びにイラン及びパキスタンにいるアフガニスタン難民の幅広い範囲を代表する1600人のアフガニスタンの代表たちが、不安定の終結について議論し、アフガニスタンの永続する平和に関する計画を策定した2010年6月6日に開催された和平ジルガ(Consultative Peace Jirga)の結果を歓迎し、

和平高等評議会(the High Peace Council)の設立及びそのアフガニスタン内外におけるアウトリーチを歓迎し、

アフガニスタンにおける平和、安定及び安全を促進するに当たり、国際連合が引き続き果たす中心的且つ公平な役割を強調し、和平高等評議会の平和及び和解の努力を手助けするための、事務総長、事務総長アフガニスタン担当特別代表(Special

Representative for Afghanistan)及びUNAMAサラーム支援グループ(Salaam Support Group)の継続した努力に対する感謝及び強い支持を表明し、

アフガニスタンの近隣国、取引経由国、麻薬の最終目的国及び化学前駆物質生産国における、不正な麻薬生産、アフガニスタンからの麻薬取引及び同国への前駆物質の取引に対する闘いのための支援を改めて表明し、

資金調達又は政治的譲歩を得ることを目的とした誘拐及び人質事件の増加に懸念を表明し、この問題に対処する必要性を表明し、

現在の制裁制度が、反体制活動との闘い及びアフガニスタンにおける平和、安定及び安全をもたらすために和解を進めるアフガニスタン政府の活動の支援のための継続した努力に効果的に貢献することを確保する必要性を改めて表明し、加盟国が、アフガニスタンの平和と安定の促進において、リストに掲載されたタリバーンと、リストに掲載されたアル・カーイダ及びその関連団体の個人及び団体について、異なった扱いを行うとの、1267委員会への第11回報告書における同委員会モニタリング・チームの勧告に関する同委員会の討議を考慮し、

アフガニスタン主導の和解の努力への国際的な支持を再確認し、また和解する者に対する制裁を解除することに適切な配慮を払う意図を表明し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

## 措置

1. すべての国が、この日より前にタリバーンとして指定された個人及び団体、並びに本決議の採択日の時点で決議第1267号(1999年)及び第1333号(2000年)に基づき設立された委員会の統合リストのセクションA(タリバーンと関係を有する個人)及びセクションB(タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業)において指定された、それらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体、並びに30の規定において設立される委員会によって指定されるアフガニスタンの平和、安定、安全に対する脅威を構成することに関してタリバーンと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体(以下「リスト」という。)に対し、次の措置をとることを決定する。

(a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金その他の金融資産又は経済資源(こ

これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理された財産から生ずる資金を含む。)を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国民又は自国領域内の者によって、直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることがないように確保すること。

(b) これらの個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止すること。ただし、この規定はいかなる国に対しても自国領域内への自国民の入国を拒否すること又は自国領域からの自国民の出国を要請することを義務付けるものではなく、また、この規定は、入国又は領域の通過が司法手続きを履行するために必要である場合若しくは委員会が個別事例ごとに当該入国又は領域の通過が正当化されると決定した場合(アフガニスタン政府による和解を促進するための努力の支援に直接関係する場合も含む。)に限り適用されない。

(c) これらの個人、集団、企業及び団体に対し、自国の領域からの又は自国の領域外の自国民による若しくは自国旗船又は自国に登録された航空機の使用による、すべての種類の武器及び関連物資(武器及び弾薬、軍用の車輛及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。)並びに軍事活動に関連する技術的助言、支援又は訓練の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止すること。

2. これまでにタリバーンとして指定された者、及び本決議の採択日に、アル・カーイダ及びタリバーン並びに関係を有する個人及び団体に関し決議第1267号(1999年)に基づき設立された安全保障理事会の委員会によって維持されている統合リストのセクションA(タリバーンと関係を有する個人)及びセクションB(タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業)に名称が掲載されている、タリバーンと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体は、もはやその統合リストの一部ではないが、これ以降、1の規定で言及されているリストに掲載されることを決定し、さらに、すべての国はリストに掲載された個人、集団、企業及び団体に対して1の規定に定められた措置をとることを決定する。

3. ある個人、集団、企業及び団体が1の規定の下の指定の対象となる資格があることを指し示す行為又は活動には以下が含まれることを決定する。

(a) タリバーンによる、タリバーンと関係する、タリバーンの名の下での、タリバーンを代表する、又はタリバーンを支援する、行為又は活動の資金供与、計画、促

- 進、準備又は実行に参画すること、
- (b) タリバーンに対して武器及び関連物資を供給、販売又は移転すること、
  - (c) タリバーンのための要員調達、又は、
  - (d) 指定されている者又はアフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威を構成することに関してタリバーンと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体の行為又は活動を支援すること。
4. リスト上のこれらの個人、集団、企業又は団体によって直接又は間接に所有、管理される又はそれらに対して支援を行う企業又は団体は、指定対象になることを確認する。
  5. 資金供与又は支援の方法は、アフガニスタンを原産地とし、アフガニスタンを通じて移動する麻薬及びその前駆物資の違法な耕作、生産及び取引から生じる収益の使用を含むが、これらに限定されないことに留意する。
  6. 上記 1(a)に定められた要求は、リストに掲載されるタリバーン並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体、並びにアフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威を構成することに関してタリバーンと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業又は団体に対する支援のために使用されるすべての種類の金融及び経済資源(インターネット・ホスティング又は関連サービスの提供に使用されるものを含むが、これらに限定されない。)に対して適用されることを確認する。
  7. さらに、上記1(a)の規定に定められた要求は、リストに掲載される個人、集団、企業又は団体に対する身代金の支払いに対しても適用されることを確認する。
  8. 加盟国は、上記1の規定に基づき凍結された口座に対し、リストに掲載される個人、集団、企業又は団体のための支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような支払いは引き続き上記1の規定の対象であり凍結される。
  9. すべての加盟国は、1(a)の規定における措置に対する例外措置に関し、決議第1452号(2002年)の1及び2で規定され、決議第1735号(2006年)により修正された規定を利用することができることを決定し、加盟国によるそれらの利用を奨励する。

## リストへの掲載

10. すべての加盟国に対し、上記3の規定で言及されている行為又は活動への資金供与又は支援に手段を問わず参画している個人、集団、企業及び団体の名称を、リストへの掲載のために下記30の規定の下に設立される委員会(以下「委員会」という。)に対して提出することを奨励する。
11. リストへの掲載のために委員会に名称を提案する場合は、加盟国は提案する名称に関する可能な限り多くの関連情報、特に個人、集団、企業及び団体の正確で明確な特定を可能にする十分な識別情報、及び可能な範囲で、特別通知(Special Notice)を発出するためにインターポールが要求する情報を委員会に提供することを決定する。
12. リストへの掲載のために委員会に名称を提案する場合は、加盟国は案件の詳細な説明も提供すること、また案件の説明は、当該加盟国が委員会に対して非公開として特定する部分を除いて、要請に応じて、公開とし、下記13の規定で言及されているリストへの掲載理由を作成するために使用することができることを決定する。
13. 委員会に対し、モニタリング・チームの支援を受け、また、関係する指定要請国と協力して、名称がリストに追加されると同時に、当該案件の掲載理由を委員会のウェブサイト上で閲覧可能にすることを指示する。
14. 委員会のすべての構成国及びモニタリング・チームに対して、加盟国からのリストへの掲載要請に関して利用可能ないかなる情報も、委員会が指定に関する決定の参考となりかつ13の規定で言及されているリストへの掲載理由のための追加的な材料の提供に資するように、委員会と共有することを要請する。
15. 事務局に対し、名称がリストに追加された後直ちに、リストへの掲載理由を含むすべての関連する開示可能な情報を委員会のウェブサイト上で公開することを要請し、すべての国際連合公用語で閲覧可能なリストへの掲載理由を適時に提供することの重要性を強調する。
16. 加盟国に対し、新たな指定の提案を検討する場合に、適当な場合には、委員会への提出よりも前にアフガニスタン政府と指定に関して協議することを要請し、新たな指定の提案を検討しているすべての加盟国に対し、適当な場合には、UNA

MAからの助言を求めることを奨励する。

17. 委員会は、公開後、ただしリストに追加された後3営業日以内に、アフガニスタン政府、アフガニスタン常駐代表部、個人又は団体が所在していると考えられる国の常駐代表部に、またアフガニスタンの個人又は団体でない場合は当該者の国籍国と考えられる国の常駐代表部に通知することを決定する。

## リストからの削除

18. 委員会に対し上記3に規定するリストへの掲載の基準をもはや満たさない個人及び団体を、個別の事案に応じて、速やかにリストからの削除を行うことを指示し、委員会に対しアフガニスタン政府及び国際社会が同意した和解の条件(暴力の放棄、アル・カーイダ、又はいかなる下部組織、支部、分派又は派生したものを含む国際テロ組織との関係の断絶、及び女性及び少数者の権利を含むアフガニスタン憲法を尊重することを含む。)を満たす個人のリストからの削除要請に妥当な考慮を払うことを要請する。
19. 加盟国に対して、アフガニスタン政府の平和及び和解の努力との調整を確保するために、適切な場合には、それらのリストからの削除要請についてアフガニスタン政府と調整することを要請する。
20. 加盟国の支援なしにリストからの削除を求める個人及び団体は、決議第1730号(2006年)において設立されたフォーカル・ポイントに対してそのような要請を提出する資格を有する。
21. 委員会がリストからの削除要請を検討するのに十分な情報を有することを確保するために、UNAMA に対しアフガニスタン政府と委員会との協力を支援及び促進することを奨励し、本決議の30の規定に基づき設立される委員会に対し、関連する場合には次の原則に従ってリストからの削除要請を検討することを指示する。
  - (a) 和解した個人に関するリストからの削除要請は、可能であるならば、和解の指針に従って当該個人の和解の状況を確認するアフガニスタン政府を通じた和平高等評議会からの通達、又は平和強化プログラム(Strengthening Peace Program)の下で和解した個人の場合は、同プログラムの下での和解を証明する文書及び現在の住所、連絡先を含める。

(b) 2002年より前にタリバーン統治下において地位を有しており、本決議の3に規定するリストへの掲載の基準をもはや満たさない個人に関するリストからの削除要請は、可能な場合には、アフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威を与える行為への現役の支援者でない又はそれに参画していないことを確認するアフガニスタン政府からの通達及び現在の住所、連絡先を含める。

(c) 死亡したと報告されている個人に対するリストからの削除要請は、国籍国、居住国又はその他の関係国からの死亡に関する公式表明を含める。

22. すべての加盟国、特にアフガニスタン政府に対し、リストから削除された個人、集団、企業及び団体が、本決議の1の規定の下で指定のために検討されるべきことを示す情報を知った場合には、委員会に通報することを要請し、さらにアフガニスタン政府に対し、前年に委員会によってリストから削除された、和解したと報告された個人の状況に関する年次報告を委員会に提供することを要請する。

23. 委員会に対し、リストから削除された個人が3に規定する活動(本決議の18の規定に定められた和解の条件と両立しない行為に従事することを含む。)に復帰したことを示すいかなる情報も速やかに検討することを指示し、アフガニスタン政府又は他の加盟国に対し、適当な場合には、当該個人の名前を再度リストに掲載する要請を提出することを要請する。

24. 事務局は、委員会が名称をリストから削除することを決定した後可能な限り早期に、アフガニスタン政府及びアフガニスタン常駐代表部に当該決定を送達し、また事務局は、可能な限り早期に、個人及び団体が所在していると考えられる国、またアフガニスタンの個人又は団体でない場合はその国籍国の常駐代表部に通知することを決定し、さらに、そのような通知を受けた国は国内法及び慣行に従って、関係する個人及び団体にリストからの削除について通知又は通報するための措置を適時にとることを決定する。

### リストの見直し及び管理

25. アフガニスタンにおいて紛争が継続していること並びにアフガニスタン政府及び国際社会が紛争の平和的な政治的解決が緊急であると考えていることから、個人及び団体の追加及び削除を含む適時かつ迅速なリストの情報改訂が必要であることを認識し、委員会に対しリストからの削除要請に関し適時に決定することを

促し、委員会に対し、リストへの掲載を定期的に見直すこと(適切な場合には、和解したと見なされた個人、特定性を欠く個人、死亡したと報告される個人及び存在しなくなったと報告又は確認される団体の見直しによるものを含む。)を要請し、委員会に対し、これに応じて見直しのためのガイドラインを作成することを指示し、モニタリング・チームに対し6か月毎に委員会に以下を回覧することを要請する。

- (a) アフガニスタン政府が21(a)に規定する関連書類に沿って和解したと見なすリスト上の個人のリスト
- (b) 課される措置の効果的な実施を確保するために必要な特定性を欠くリスト上の個人及び団体のリスト
- (c) 21(c)に規定する必要な書類に沿って、死亡したと報告されるリスト上の個人及び存在しなくなったと報告又は確認されるリスト上の団体のリスト

- 26. 委員会に対し、業務遂行に対する公正で明確な手続きを確保することを促し、委員会に対し、これに応じて、特に9、10、11、12、17、20、21、24、25及び27の規定に関して、可能な限り早期に、ガイドラインを作成することを指示する。
- 27. 加盟国及び関連国際機関が、情報を共有し、いかなる関連する問題も議論するための委員会との会合に代表を送ることを奨励し、アフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威の抑止及びアフガニスタン主導の和解の支援に関する対象を特定した制裁の影響についてのアフガニスタン政府からの定期的なブリーフィングを歓迎する。

#### **アフガニスタン政府との協力**

- 28. 委員会、アフガニスタン政府及びUNAMAの間における継続した協力(本決議の3の規定に定められた行為又は活動への資金供与又は支援に参画している個人及び団体に関する詳細な情報を特定し提供すること並びに委員会での意見陳述のために UNAMA の代表を招請することを含む。)を奨励する。
- 29. リストへの掲載及び削除の要請の調整並びに委員会へのすべての関連情報の提出において、委員会を支援するというアフガニスタン政府の要望を歓迎する。

#### **新たな制裁委員会**

30. 安全保障理事会の仮手続規則の規則28に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会(以下「委員会」という。)を設置し、次の任務を遂行することを決定する。
- (a) 1に規定されるリストに関連して、リストへの掲載要請、リストからの削除要請及び既存の情報に対して提案された更新情報を検討すること。
  - (b) アル・カーイダ、タリバーン及び関連する個人及び団体に関して、決議第1267号(1999年)に基づき設立された委員会において本決議の採択日の時点で審理未了であった統合リストのセクションA(タリバーンと関係を有する個人)及びセクションB(タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業)に関連する掲載要請、削除要請及び既存の情報に対して提案された更新情報を検討すること。
  - (c) 定期的に1に規定されるリストの情報を更新すること。
  - (d) リスト上のすべての掲載に関し、リストへの掲載理由を委員会のウェブサイトで閲覧可能にすること。
  - (e) リスト上の名称を見直すこと。
  - (f) 決議の実施に関し委員会に提出される情報(決議によって課される措置の不遵守に関することを含む。)について、安全保障理事会に定期報告を行うこと。
  - (g) 個人・団体のリストへの掲載及び削除を行うため、及び人道的な例外措置を与えるための公正で明確な手続きを確保すること。
  - (h) モニタリング・チームによって提出される報告書を検討すること。
  - (i) 1の規定において課される措置の実施を監視すること。
  - (j) 1及び9の規定に従って、例外措置の要請を検討すること。
  - (k) 上記で課される措置の実施を促進するために必要に応じガイドラインの作成を行うこと。

- (l) 委員会と関心ある加盟国、特に地域の国々との対話(措置の実施を議論するための委員会との会合に関心国の代表を招請することを含む。)を奨励すること。
- (m) すべての国に対し、上記で課される措置を効果的に実施するためにとった行動に関し委員会が有用と考える情報を求めること。
- (n) この決議に含まれる措置に関して申し立てられた違反又は不遵守に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
- (o) 加盟国の要請に基づいて、措置の実施を強化するための能力構築への支援を、モニタリング・チーム及び国連専門機関を通じて促進すること。
- (p) 他の関連する安全保障理事会制裁委員会、特に決議第1267号(1999年)に基づき設立された委員会と協力すること。

#### **モニタリング・チーム**

- 31. 委員会の任務遂行を支援するために、決議第1526号(2004年)の7の規定に基づき設立された1267モニタリング・チームは、本決議の別添付属書Aに定められた任務を有し、18ヶ月間、委員会を支援することを決定し、事務総長に対し、このために必要な取決めを行うことを要請する。

#### **調整とアウトリーチ**

- 32. 特に、アル・カーイダ及びあらゆる下部組織、支部、分派又は派生したものによる継続的な存在及びアフガン紛争に対する悪影響に鑑み、関連する国連安全保障理事会制裁委員会、国際機関及び専門家グループ(決議第1267号(1999年)に基づき設立された委員会、テロ対策委員会(CTC)、国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)、テロ対策委員会事務局(CTED)及び決議第1540号(2004年)に基づき設立された委員会を含む。)との連絡の維持の必要性を認識する。
- 33. UNAMAに対し、リストに掲載された人物に和解を奨励するために、最高和平評議会の要請で、同評議会に対して支援を提供することを奨励する。

#### **見直し**

34. 本決議に規定する措置の実施を18か月以内に見直すこと及び適切な場合にはアフガニスタンにおける平和及び安定を支援するための調整を行うことを決定する。
35. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。